

平成31年度税制改正に関する  
産業機械業界の要望

平成30年9月

一般社団法人日本産業機械工業会

会長 齋藤 保

## 平成 31 年度税制改正に関する産業機械業界の要望

一般社団法人日本産業機械工業会

我が国経済は、輸出の拡大を背景とした民需主導の緩やかな成長が続いているものの、少子高齢化による労働力不足など、経済成長を制約する構造問題を抱えている。

景気回復が続く今こそ、日本全体の生産性を高めるために必要な投資を着実に実施していく必要があり、平成 31 年度の税制改正においては、民間部門の足腰を鍛えるための投資を後押しする大胆な改革とともに、企業活動のグローバル化に対応し、国際競争力の強化に資する税制の見直しが期待される。

特に、我が国産業が深刻な人手不足の壁を乗り越え、成長力を強化していくためには、省力化・自動化投資に加え、省エネ・再エネ投資や高付加価値分野への投資を更に拡大するとともに、第 4 次産業革命 (Society5.0) による技術革新を先取していく必要があり、生産性の高い最新設備の導入などを後押しする設備投資促進税制などの各種施策が益々重要になっている。

また、TPP や日欧 EPA、RCEP など自由で公正な高いレベルの通商・投資ルールの維持・拡大が推進される中、日本企業のグローバル化は益々加速している。我が国企業が海外企業に比べ税負担が重く不利な条件に立たされることがないよう、国際関連税制などは一層の改善が急務である。

他方、海外情勢は貿易戦争を招く反グローバリズムの台頭などが懸念されており、日本の産業界としては、たゆまぬ技術革新で世界をリードする製品・サービスを生み出し、あらゆる貿易摩擦をはねのける競争力の強化に取り組んでいく必要がある。イノベーションの源泉のひとつである企業の技術開発力を強化していくために、研究開発促進税制などは更なる充実を図る必要がある。

なお、我が国の法人実効税率は、平成 28 年度より 20% 台へ引き下げられたものの、外形標準課税が拡大されたことなどから、多くの企業でそのメリットが受けられていない。企業活力を向上させ、民間主導の好循環の波を消さないためにも、法人課税の枠内において実質的な税負担の軽減を実現する必要がある。

よって、震災、豪雨の災害復興・創生の加速、生産性向上と国際競争力の強化のため、我々産業機械業界は、平成 31 年度の税制改正を次の通り要望する次第である。

## 重点要望項目の要旨

### 1. 新たな設備投資促進税制の創設

- ・深刻な人手不足の壁を乗り越えていくための自動化・省力化投資の拡大や、第4次産業革命（Society5.0）の技術革新を先取りする最新設備の導入等を後押ししていくための、新たな設備投資促進税制の創設。

### 2. 国際関連税制の見直し

#### (1) 外国税額控除制度の見直し

- ・一括限度額方式の堅持。
- ・控除限度超過額の繰越期間（現行3年間）を10年間に延長。
- ・繰越期間経過後の控除限度超過額の損金算入の容認。
- ・帰属主義採用に伴う対応。

#### (2) 移転価格税制の見直し

- ・国外関連者要件の持株比率50%超への見直し。
- ・国際的二重課税リスク排除に向けた各種制度の見直し。
- ・マスターファイルの各国共通ルールの実現。

#### (3) タックス・ヘイブン税制の見直し。

- ・判定基準となる租税負担割合の緩和と指定国制度の復活。
- ・部分合算課税となる所得範囲等の見直し。
- ・ペーパー・カンパニー判定の推定規定の廃止。
- ・ペーパー・カンパニーの譲渡期間の無期限化等。
- ・ブラックリスト国の合算課税規定の廃止。

#### (4) その他

- ・租税条約等の見直し。
- ・海外個人所得税の見直し。

### 3. 研究開発税制の拡充

- ・総額型の制度堅持と控除限度額の引き上げ。
- ・総額型の控除限度超過額の繰越可能期間の復活。
- ・オープンイノベーション型の申請手続きの簡素化。
- ・総額型の控除率の引き上げ・恒久化。
- ・比較試験研究費に関する手続き等の見直し。
- ・特定税額控除の適用可否に関する明細書の見直し。

### 4. 地方税に関する見直し

- ・地方税全体の整理・統合、税目の簡素化、連結納税制度の導入。
- ・事業所税の廃止。
- ・償却資産に対する課税廃止。
- ・資本割の課税標準の見直し。

## 5. 法人実効税率の引き下げ

- ・25%程度までの引き下げの早期実現。
- ・法人税負担の実質的軽減による国際的なイコールフットINGの実現。

## 6. 受取配当金益金不算入制度の改善

- ・受取配当金益金不算入割合の引き上げ及び特定利子規定の復活。
- ・海外子会社からの配当の益金不算入額の引き上げ。

## 7. 企業会計に対応した税制の整備

- ・税務上の取扱いを企業会計上に極力一致させ、企業の事務負担軽減を考慮。

## 8. 減価償却制度の見直し

- ・損金経理要件の撤廃。
- ・研究開発費及び自社利用ソフト開発費の即時償却の容認。
- ・少額の減価償却資産の取得価額等の見直し。

## 9. 不良債権・不良資産処理等に関する税制の見直し

- ・貸倒引当金制度の廃止見直し等。
- ・民法上有効な非関連者間の金銭債権の売却や債権放棄等を税務上容認。
- ・子会社等に対する経営悪化段階での支援を税務上容認。

## 10. 省エネルギー・再生可能エネルギー等推進のための税制体系の整備と地球温暖化対策のための税の廃止を含めた抜本的見直し

- ・企業の省エネルギー、再生可能エネルギー、省資源化推進のための設備投資等を支援する税制の拡充。
- ・再生可能エネルギーを始めとした地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制の拡充。
- ・地球温暖化防止に著しい効果を上げる製品の普及・促進へのインセンティブに繋がる税制体系の整備。
- ・地球温暖化対策のための税の用途拡大（森林吸収源対策への充当や地方の温暖化対策に充当するための権限委譲等）への反対。
- ・地球温暖化対策のための税の廃止を含め抜本的な見直し。

## 11. その他

- ・印紙税の見直し。
- ・欠損金に係る見直し。
- ・仕入税額控除の事業者制限の撤廃。
- ・税源浸食と利益移転（BEPS）に関する対応。
- ・移転価格に関する同時文書化規定の明確化。
- ・分割等による移転試験研究費等の届出期限に関する宥恕規定の創設。
- ・電子申告に関する手続きの簡素化。

## 一般要望項目の要旨

### 1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- ・法人税について申告期限を3ヶ月延長、連結納税の場合には申告期限を1ヶ月延長。
- ・消費税についても申告期限を1ヶ月延長。
- ・源泉所得税の納付期限を現状の毎翌月10日から毎翌月末に延長。
- ・連結納税制度において、期中離脱もしくは加入の連結子法人にはみなし事業年度による申告を行わない。
- ・法人事業税の国外所得、国外付加価値計算における国内／国外従業員比等の簡便法の使用における選択制の導入。
- ・電子申告普及促進のためシステム利便化とともに、導入メリットを拡充。
- ・租税条約の適用を受ける支払について「租税条約に関する届出書」の提出要件の緩和、住居証明添付の撤廃。
- ・控除対象外消費税の損金経理要件の撤廃。

### 2. 国際関連税制の見直し

- ・国外関連者への寄附金の判断基準の明確化。
- ・地方税部分における控除余裕額使用による外国税額還付制度の新設。
- ・控除限度額計算の除外規定の見直し。
- ・国別欠損金の除外計算制度を納税者の選択適用制として復活。
- ・欠損金のある特定外国子会社等も合算対象に。
- ・課税済留保金額の配当時益金不算入の期間制限の撤廃。
- ・適用対象事業年度以前に発生した欠損金についての繰越控除の容認。
- ・適用除外基準としての「非関連者基準」の撤廃もしくは緩和。
- ・移転価格税制において、事前確認制度の手続き・審査をさらに迅速化できる体制の構築等。

### 3. 固定資産に関する税制の見直し

- ・特定資産の圧縮記帳制度の恒久化もしくは延長。機械装置の復活。
- ・減価償却資産の定率法償却率250%へ見直し。
- ・特別土地保有税、地価税及び土地譲渡益重課制度の廃止。
- ・土地の評価水準等の見直し。
- ・借地権課税における相当の地代の水準を現行の6%から3%程度に引き下げ。

### 4. 地方税に関する見直し

- ・事業税外形標準課税の抜本的な見直し。
- ・法人事業税・法人住民税における超過税率の撤廃。

- ・収入金課税（売電事業による収入に対する事業税）の基準の明確化。
- ・法人住民税均等割の適正化（少人数又は短期間存続事業所等に関する税の軽減等）。
- ・建設工事現場等の事業所・事務所への法人事業税・法人住民税の課税基準の見直し。
- ・法人住民税の損金算入。
- ・納付手続きの簡素化。

## 5. 連結納税制度の見直し

- ・一定の法人・資産に関する時価評価に関する規定撤廃又は一層の要件緩和。
- ・外国税額控除制度における限度超過額／控除余裕枠の連結グループ法人間での通算等を容認。
- ・譲渡損益調整資産に係る繰延べ対象基準の見直し。
- ・適用対象子法人の範囲拡大。
- ・収用等があった場合の所得控除を各社毎に 5,000 万円に。
- ・更正通知書は連結親法人だけでなく、各連結子法人に個別の通知書を送付。
- ・投資簿価修正の対象から、子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金の親法人への配当を除外。
- ・適格合併による連結子法人株式（譲渡損益調整資産）の消滅にともなう譲渡損益の計上事由の除外。

## 6. その他

- ・研究開発税制の高水準型の適用期限の再延長。
- ・消費税率 10%引き上げにあたり歳出を削減し、複数税率制度の導入には慎重に検討。
- ・有価証券評価損に関わる判定要件の緩和及び損金経理要件の撤廃。
- ・棚卸資産評価損の計上に関わる判定要件の緩和。
- ・繰戻還付制度の復活
- ・租税特別措置法（研究開発税制）における申告要件の廃止。
- ・ゴルフ会員権に係る評価損を税務上も容認。
- ・年金資産に係る特別法人税の即時廃止。
- ・電話加入権の即時償却。
- ・一般寄附金に係わる損金算入限度額の引き上げ。
- ・「業績連動給与」の損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加。指名委員会設置会社における報酬委員の要件緩和。
- ・中小法人の各種特例の適用基準の見直し。
- ・地震・津波・洪水等への対策を促進する税制の拡充。
- ・合同会社に対するパス・スルー課税の導入。
- ・会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合、分割法人と分割承継法人

との間での合理的に負担することを容認。

- ・同族株主が行う組織再編への 50%超支配間組織再編の適用。
- ・完全支配間の無対価組織再編の適格要件の緩和。
- ・イノベーションボックス税制の創設。
- ・連結経営における寄附金の明確化。
- ・有価証券の取得価額の明確化。
- ・連結納税グループの連結確定申告書作成における要件の緩和。
- ・中小企業投資促進税制、公害防止用設備の特別償却制度等、平成 30 年度で期限切れとなる租税特別措置の恒久化もしくは延長。

# I 重点要望項目

## 1. 新たな設備投資促進税制の創設

深刻な人手不足の壁を乗り越えていくための自動化・省力化投資の拡大や、第4次産業革命（Society5.0）の技術革新を先取りする最新設備の速やかな導入等、我が国産業の生産性向上を通じた日本経済の成長力の強化に向け、平成28年度で廃止された生産性向上設備投資促進税制を引き継ぐ、企業規模や業種にとらわれず様々な設備投資を後押しする新税制の創設を図り、国内への投資を促進すること。

## 2. 国際関連税制の見直し

### (1) 外国税額控除制度の見直し

#### ①一括限度額方式の堅持

我が国において全世界所得を対象に課税する以上、課税の公平性・中立性の観点からは、外国税額控除制度によって国際的二重課税は排除されるべきである。このためには少なくとも一括限度額方式は堅持すべきであり、また、税制の簡素化の観点からも国別限度額方式や所得バスケット方式の導入には反対である。

#### ②控除限度超過額の繰越期間の延長

国内における国外所得の課税時点と外国税額の発生（納税）時点のタイムラグが大きい発展途上国におけるプラント工事等については、3年間の繰越期間では元々不十分であることに加え、全世界所得の低迷等により外国税額が控除できない事態に陥っている企業も多いことから、繰越期間（現行3年間）を10年間に延長すること。

#### ③繰越期間経過後の控除限度超過額の損金算入の容認

外国税額控除、損金算入の何れも出来ないという事態を招かないように、繰越期間が経過し控除不能が確定した繰越外国法人税について損金算入を認めること。

#### ④帰属主義採用に伴う対応

国際課税原則の帰属主義採用に伴い、国外所得の計算においては、金額基準等の一定の条件のもと、外国の法令による所得計算を認めること。

また、内部取引の存否及び内容を明確にする文書の作成については、記載内容を明確化するとともに、作成が必要な取引の金額基準を設ける等、企業の事務負担を考慮に入れた取扱いとすること。

### (2) 移転価格税制の見直し

#### ①国外関連者要件の持株比率50%超への見直し

持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操



作ができないことは明らかであるため、移転価格税制の適用対象外とする（国外関連者要件を持株比率 50%超へ見直す）こと。

②国際的二重課税リスク排除に向けた各種制度の見直し

運用や制度を見直し、国際的二重課税のリスクを極力排除すること。具体的には、租税条約締結国との間の移転価格課税の場合には相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。または、租税条約に相互協議が不調に終わった場合の仲裁制度を盛り込むこと。

③マスターファイルの各国共通ルールの実現

インド、中国、インドネシア等の新興国において、OECD 勧告と合致しないマスターファイルの提出が課せられている（提出期限や記載内容、ローカル言語への翻訳等）。各国共通で明確なルールが実現されるように、OECD と連携して各国への働きかけを強化すること。

(3) タックス・ヘイブン税制の見直し

①判定基準となる租税負担割合の緩和と指定国制度の復活

タックス・ヘイブン税制適用を判断する際の租税負担割合による免除規定を 15%以下に緩和するとともに、指定国制度を復活させること。また、各国の法人実効税率の引き下げ傾向が継続する状況を鑑み、今後も適切に基準の見直しを図ること。

②平成 29 年度税制改正により拡大した部分合算課税となる所得(受動的所得) 範囲等の見直し

- ・配当の株式持分割合の要件を 25%未満から改正前の 10%未満に戻すこと。
- ・有価証券譲渡損益の株式持分割合の要件を 25%未満から改正前の 10%未満に戻すこと。
- ・デリバティブ取引損益や外国為替差損益等の金融商品取引から発生した損益を、その目的等により合算課税対象所得となるかを判断することは、明確な判断基準もなく事務負担も重いことから対象外とすること。
- ・「異常な所得」については、異常とする根拠が明確ではないため、本税制の目的である軽課税国への所得移転の防止という観点からも対象外とすること。

③ペーパー・カンパニー判定の推定規定の廃止

ペーパー・カンパニーの判定基準である実態基準や管理支配基準、経済活動基準については納税者が書類を提出しないことに対して推定規定が設けられており、納税者の説明責任が強化されている。これらの要件を満たすことの証明を一方的に納税者に負わせることは適当ではないため、廃止すること。

④ペーパー・カンパニーの譲渡期間の無期限化等

海外 M&A により租税回避行為の意図がなく保有することになったペーパー・カンパニーを着実に整理することができるよう、譲渡期間の経過措置 5 年を無制限化、または 10 年に延長するなど、要件を更に緩和すること。

#### ⑤ブラックリスト国の合算課税規定の廃止

平成 29 年度税制改正により、ブラックリスト国所在の企業は経済活動基準の判断を受けることなく合算課税の対象となった。経済実態のある企業を一律で合算課税の対象とする本規定は廃止すること。

#### (4) その他

##### ①租税条約等の見直し

- ・他国に発注する設計外注等「技術役務の提供対価」を使用料とし債務者主義により課税する、インド等一部の国との租税条約を改定すること。
- ・エンジニアリング業務の対価が使用料として取り扱われる一部の国と運用面の協議を行い、国によって異なる適用範囲の違いの解消に取り組むこと。
- ・一部発展途上国との間の PE 期間の統一（6 ヶ月等→12 ヶ月）、株式の譲渡所得の源泉地国課税への制限（中国、韓国）、使用料の範囲の統一（機器使用料の排除）など、引き続き OECD 型租税条約モデルに基づいた条約への改定または締結を促進すること。
- ・源泉税率が日本に比べ高い国との租税条約を改定し、日本へ配当する場合の源泉税率を引き下げること。
- ・台湾では、業務執行報酬及びその他所得（配当・支払利息・ロイヤリティー・業務執行以外の所得）について、PE が無い場合の源泉税免除の申請と許可を案件毎で個別に得る必要があり、過剰な負担になっていることから、租税協定を改定すること。

##### ②海外個人所得税の見直し

企業が負担した、海外赴任者の日本帰任後に海外赴任期間に対応する海外個人所得税額及び日本の居住者である海外への長期出張者が現地法令により課せられた海外個人所得税については、非課税所得であることを法令又は通達で明らかにすること。

### 3. 研究開発税制の拡充

#### (1) 総額型の控除限度額の引き上げ

総額型の研究開発税制は、企業にとって研究開発活動を継続的に行う上での重要なインセンティブとなっている。

そこで、民間の研究開発投資を促進するとともに、日本の立地競争力強化の観点から、控除限度額を平成 27 年度税制改正前の法人税額の 30% とすること。

#### (2) 総額型の控除限度超過額の繰越可能期間の復活

試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間を 5 年間として復活すること。なお、復活にあたっては、当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという、控除限度超過額の繰越要件を撤廃すること。

#### (3) オープンイノベーション型の申請手続きの簡素化

平成 29 年度税制改正で申請手続きの一部が簡素化されたが、依然として「監査」を受ける要件が残っている。企業にとって監査料の負担やその手間が大きいため、大規模研究開発案件以外は当該税制のメリットを享受できない。当該申請手続きは申告納税制度の範疇であり、監査不要とすること。

(4) 総額型の控除率の引き上げ・恒久化

総額型における大企業の控除率の下限を平成 29 年度税制改正前の 8%に引き上げること。また、2 年間の時限措置となっている上限（大企業 14%、中小企業等 17%）を恒久化すること。

(5) 比較試験研究費に関する手続き等の見直し

①認定に関する手続き

比較試験研究費の認定の効力が認定日以降に終了する事業年度と規定されているため、認定が組織再編の日が属する事業年度の翌事業年度となった場合は、当事業年度に実態と異なる不利な計算を強いられている。認定ではなく届出で認められる制度にするべきであるが、少なくとも認定の効力を組織再編の日が属する事業年度からとする規定に改めること。

②現物出資に関する手続き

現物出資に関しては、祖特令 39 の 39 第 10 項（連結納税の場合）にある現物分配と同様の届出による手続きの規定を設けること。

③連結納税法人間での除外規定

連結納税法人間での組織再編では、試験研究費が移転しないため、祖特令 39 の 39 第 6 項の調整を除外する規定を設けること。

(6) 特定税額控除の適用可否に関する明細書の見直し

特定税額控除の適用可否については、所得・国内設備投資額・継続雇用者給与等支給額のいずれかひとつで判定されていることから、明細書（別表 6(29), 6 の 2(26)）への記載は判定に必要な項目のみに見直すこと。

#### 4. 地方税に関する見直し

(1) 地方税全体の整理・統合、税目の簡素化、連結納税制度の導入

二重課税排除・税制簡素化などの観点から、地方税全体の整理・統合や税目の簡素化など抜本的見直しについて早急に検討すること。また、法人住民税及び法人事業税の計算に連結納税制度を導入すること。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は法人事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、本来廃止すべきであるが、少なくとも「みなし共同事業課税」に関して、免税点の判定における床面積（又は従業者数）に算入しない取扱いに内容を見直すこと。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に課税する税制は国際的に極めて例外的であり、我が国企業の

設備投資意欲を低下させ、国際的な競争力を損なう大きな要因の一つになっていることから、償却資産に係る固定資産税は廃止すること。

廃止が難しい場合は、固定資産税に係る償却計算を法人税における償却計算と一致させ、事務負担の軽減を図ること。

#### (4) 資本割の課税標準の見直し

適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が会計上の「資本金+資本準備金」よりも大きくなり、非適格再編をした場合と比べ資本割の負担が大幅に増えるケースが見られることから、外形標準課税の資本割の課税標準は、会計上の「資本金+資本準備金」を上限とすること。

### 5. 法人実効税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は、アジアや OECD 諸国と比べてまだ高い水準にあり、国際競争力の強化や企業の海外流出の防止等の観点からもできるだけ早期に 25%程度まで引き下げを行うこと。

なお、税率引き下げに伴う代替財源を課税ベースの拡大等で確保する場合においても、法人課税の枠内において実質的な税負担の軽減を実現し、国際的なイコールフットィングを図ること。

### 6. 受取配当金益金不算入制度の改善

#### (1) 受取配当金の益金不算入制度の見直し

受取配当金の益金不算入制度を見直し、全ての国内株式に係る配当金につき、益金不算入割合を 100%とし、二重課税を解消すること。少なくとも、関連法人株式等にのみ存在する負債利子控除はそれ以外との共通化、もしくは事務簡素化のため即時廃止すること。または、負債利子控除計算について負債利子中特定利子の控除を復活すること。

#### (2) 海外子会社からの益金不算入制度の見直し

海外子会社からの配当の益金不算入額を配当金の額と同額とすること（みなし経費の控除なし）。

### 7. 企業会計に対応した税制の整備

昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収れん）が進み、税務会計との乖離がますます拡大している。税務と会計の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、事項の判断と事務手続きの両面で煩雑化を招いていることに加え、IFRS 導入の妨げにならないよう、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、企業の事務負担軽減を考慮した制度とすること。

また、そのことが安易に課税ベースを拡大することにならないように配慮すること。

## 8. 減価償却制度の見直し

### (1) 損金経理要件の撤廃

減価償却費等について損金経理要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になる等、煩雑な申告調整実務を強いられている。

企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、また、政府が適用を促進する国際財務報告基準（IFRS）の導入の妨げにならないよう、損金経理要件を早期に廃止すること。

### (2) 研究開発費等の即時償却の容認他

研究開発費は、会計処理に合わせ発生時に全額費用処理することを認め、研究開発資産及び自社利用ソフトウェア開発費の即時償却を認めること。

また、特定の顧客のために実施したソフトウェアの改造（カスタマイズ）費用の売上原価処理（固定資産とはしない）を認めること。

### (3) 少額の減価償却資産の取得価額等の見直し

減価償却資産の管理は企業にとって大きな事務負担を要すること、また、企業における IT 機器の増加等を考慮し、少額の減価償却資産に係る損金算入限度額を 30 万円に引き上げるとともに、一括償却資産の制度を廃止すること。

## 9. 不良債権・不良資産処理等に関する税制の見直し

現在は債権放棄を行うと寄附金として認定される等、不良債権・不良資産処理に当たっての損金算入が行政執行上不当に制限されており、この点について改善を図る必要がある。また、近年、多額な繰延税金資産の存在が問題になっているが、この最大の要因は企業会計が不良債権・不良資産処理を促進させる方向で動いてきた中で、税制がこれに連動しなかったためである。企業における不良債権・不良資産処理を促進するためにも税の判断基準を企業会計に合わせる方向で見直しを行うべきである。

### (1) 貸倒引当金の繰入れに関する見直し

①平成 23 年度税制改正において、金融機関等を除き貸倒引当金制度が廃止されることとなったが、個別評価対象となった債権については、最終的にその殆どが回収不能となる可能性が高いことから、事由発生時の損金算入が認められるべきである。

よって、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度を復活のうえ、会社更生法等の法的手続きに入った場合（旧法令 96 条 1 項 3 号）の損金算入割合（廃止前 50%）を大幅に引き上げること。

②法人税基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れの損金経理）において解釈の恣意性を排除すべく、貸倒れとしての損金経理が認められる要件又は事例（或いは、認められない要件又は事例）を通達上で明示すること。

### (2) 寄附金課税との関連での見直し

- ①民法上有効な非関連者間での金銭債権の切捨てや売却については税務上もこれを容認し、原則として寄附金として取り扱わないことを明らかにすること。
- ②関係会社等の整理・支援損の取扱いについて法人税基本通達 9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）及び 9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の要件を緩和し、経営悪化の段階での支援を弾力的に認めること。

## **10. 省エネルギー・再生可能エネルギー等推進のための税制体系の整備と地球温暖化対策のための税の廃止を含めた抜本的見直し**

企業の省エネルギー推進、再生可能エネルギー活用、省資源化推進による資源生産性の向上に資する税制措置を拡充する等、税制全般を横断的に見直し、再生可能エネルギーを始めとする取り組むべき最先端分野の研究開発や設備投資を積極的に支援していくこと。

また、地球温暖化防止に著しい効果を上げる製品の普及・促進へのインセンティブに繋がる税制体系を整備すること。

なお、地球温暖化防止のための税は、電力等のエネルギーコストや輸送コストへの影響等、我が国企業の国際競争力を阻害する要因にもなることから、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきであり、ましてや、税の用途拡大（森林吸収源対策への充当や地方の温暖化対策に充当するための権限委譲等）を行うべきではない。

## **11. その他**

### **(1) 印紙税の見直し**

印紙税は経済行為に付随して作成される文書類に担税力を求める文書課税制度であり、インターネット電子商取引が急速に普及し、ペーパーレス化の進む状況では課税の公平性及び中立性等の面で問題が多い。IT 社会においては文書課税そのものが不合理であるともいえ、少なくとも 2 号文書及び 7 号文書の印紙税については即時廃止するなど、抜本的に見直すべきである。

### **(2) 欠損金に係る見直し**

#### **① 控除期間の延長**

繰越期間（現行 9 年間、平成 30 年度から 10 年間）を米国・英国・ドイツ・フランス・オーストラリア（いずれも無制限）等の国際水準に合わせ見直すこと。

#### **② 使用制限の撤廃**

繰越欠損金の控除限度額については、大法人に限り平成 28 年度からは課税所得の 60%に、平成 29 年度からは 55%に、平成 30 年度から 50%に制限されたが、100%に戻すこと。

- (3) 消費税における仕入税額控除の事業者制限の撤廃  
課税売上割合が95%以上の場合において、課税仕入れ等の税額全額を仕入税額控除できる事業者の制限（課税売上高5億円以下の事業者に限る）を撤廃すること。
- (4) 税源浸食と利益移転（BEPS）に関する対応  
BEPS 行動計画に基づく国際的な枠組みづくりに際しては、過剰な規制によって健全な企業活動を阻害しないよう次のような点に配慮すること。
- ・ BEPS に無関係な企業にとって過度な事務負担とならないこと。
  - ・ 追加的な情報提供が不適切な税務執行の助長や二重課税リスクの増大とならないこと。
  - ・ 提出された企業情報を適切に管理すること。
- (5) 同時文書化規定の明確化  
移転価格に関する同時文書化が免除される取引（取引金額が50億円未満等）のうち、調査において提示又は提出を求められる取引について明確化すること。
- (6) 分割等による移転試験研究費等の届出期限に関する宥恕規定の創設  
税額控除率への影響が多大である次の移転試験研究費の認定申請等については、分割等の日以後2月以内となっている提出期限について宥恕規定を設けること。
- ・ 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請。
  - ・ 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出。
  - ・ 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請。
  - ・ 分割等による売上金額の区分に関する届出。
- (7) 電子申告に関する手続きの簡素化
- ① 電子申告が使用できない場合の手続きの整備  
申告期限直前または当日に電気通信回線の故障や災害等により電子申告を使用できないことが判明し書面申告せざるを得ない場合に、期限内申告が可能となるよう手続きを整備すること。
- ② 届出書類の撤廃  
電子申告の義務化の対象となる法人に対する適用開始届出の提出は、ワンスオンリー原則に逆行するため撤廃すること。また、既に電子申告を実施している法人の届出提出要否について再度検討し、提出を求める場合はその理由を明確にすること。

## Ⅱ 一般要望項目

### 1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- (1) 法人税については、現在事業年度終了後 2 ヶ月以内となっている法定申告期限を 3 ヶ月以内に延長すること。また、連結納税制度導入企業にあつては、その手続きの複雑さや、近年、国税通則法の改正も絡み、税務調査の終了日がさらに繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定申告期限をさらに 1 ヶ月延長すること。
- (2) 消費税についても法人税と同様に 1 ヶ月申告期限の延長を認めること。
- (3) 源泉所得税の納付期限を現状の翌月 10 日から翌月末に延長すること。
- (4) 連結納税制度において期中に離脱した連結子法人については期初にさかのぼって承認取消しを行い、期途中に加入した連結子法人については、翌事業年度より連結納税グループに加入したものとし、「みなし事業年度」による所得申告は行わないことにすること。
- (5) 法人事業税の国外所得、国外付加価値計算における国内／国外従業員比等の簡便法の使用については、納税者の選択制とすること。
- (6) 電子申告普及促進のために、税目ごとに電子申告控除額を設けるとともに、電子申告における外国税額控除の書類添付という条件を緩和し、書類保存義務に改めること。また、電子申告システムは使いづらいため、企業が利用しやすいシステムに改めるとともに、電子申告導入のメリット（税額控除制度の創設）など、電子申告の利用促進に努めること。
- (7) 租税条約の適用を受ける支払について「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
- (8) 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行令 139 条 4 により損金経理が要件とされている。しかしながら、正確な控除対象外消費税額の算出を決算時に実施するのは実務上困難であることから、企業実務を考慮し、損金経理要件は撤廃すること。

### 2. 国際関連税制の見直し

- (1) 国際取引における国外関連者への寄附金の明確な判断指針を設け、移転価格税制との境界線を明らかにすること。
- (2) 国内課税時点と外国税額の発生時点との時間的ずれにより外国税額控除が出来ない事態を回避するため、地方税部分における控除余裕額使用による外国税額還付制度を新設すること。
- (3) 平成 23 年度税制改正により国外所得のうち非課税所得については、平成 26 年度以降全額を国外所得から除外することになったが、低率で課税される国外源泉所得とのバランスを欠く措置であることから、このような



除外規定は見直すこと。

- (4) 欠損金が生じる国がある場合には、当該欠損金相当額を除外して国外所得金額を計算できるよう、国別欠損金の除外計算制度を納税者の選択適用制として復活すること。
- (5) 留保所得のある特定外国子会社等のみならず、欠損金のある特定外国子会社等も合算対象とすること。
- (6) 課税済留保金額の配当時益金不算入の期間制限を撤廃すること。
- (7) 適用対象事業年度以前に発生した欠損金についても繰越控除を認めること。
- (8) 経済活動基準要件としての「卸売業における非関連者基準」は取引に介在する経済合理性を要件として撤廃すること。また、その他の業種についても非関連者基準要件に係る非関連者取引割合を現行の 50%超から 25%超に緩和すること。
- (9) 移転価格税制において、当局側で重要な制度である APA（事前確認制度）の手続き・審査の更なる迅速化（税務当局の審査の一元化等）を実現できる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応すること。

### 3. 固定資産に関する税制の見直し

- (1) 特定資産を買換えた場合の圧縮記帳制度を恒久化するか、少なくとも適用期限を延長すること。また、買換資産から除外された機械装置を復活させること。
- (2) 課税ベースの拡大手段として、平成 24 年度より減価償却資産の定率法償却率が定額法の 250%から 200%に引下げられたが、国際競争力の維持、製造拠点の海外流出防止等という点で法人税率引下げ効果を減殺するものであり、再度見直すこと。
- (3) 既にその役割を終えた特別土地保有税、地価税、土地の譲渡等がある場合の特別税率（土地譲渡益重課制度）は、廃止すること。
- (4) 固定資産税における土地の評価については収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。
- (5) 借地権課税における相当の地代は更地価額の 6%とされているが、借り手の負担が過大であり、土地の有効利用促進の阻害要因になっている。一般金利水準や不動産投資の利回りの低下に合わせ借地権課税における相当の地代を 3%程度に引き下げること。

### 4. 地方税に関する見直し

- (1) 外形標準課税は賃金課税に資本金課税を加えたもので雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼす等、問題が多いので、その内容を抜本的に見直すこと。もし抜本的な見直しがすぐさま実現しないのであ

れば、付加価値割の算定方法が煩雑で企業における実務負担が大きい  
ため、例えば、一部計算要素について、報酬給与額に代えて従業員数に  
一定額を乗じた額とする等、算定方法を簡素化すること。

- (2) 法人事業税、道府県民税法人税割、市町村民税法人税割の超過税率を撤  
廃すること。
- (3) 売電事業分の収入金課税（売電事業による収入に対する事業税）をその  
他外形標準課税と区分して申告する際の基準は、都道府県の裁量が大き  
く曖昧であることから、明確化すること。
- (4) 資本等と従業員数で決定される法人住民税の均等割について、事務所・  
事業所の規模に応じた税率区分（資本等を分割人員比で按分した値での  
税率算定や 5～10 人以下の法人に低税額区分を設ける等）に改め課税の  
適正化を図ること。
- (5) 建設工事現場等の事業所・事務所への法人事業税・法人住民税の課税は、  
1 年以上継続して設置するものだけを対象とすること。
- (6) 法人住民税の均等割額について損金算入を認めること。
- (7) 地方税の統一納付機関の設置又は本店所在地の都道府県、市町村への一  
括納付等により納付手続の簡素化を図ることについて、共通納税システ  
ムの導入により実現されることになったが、確実な実施とその適用範囲  
を拡大すること。

## **5. 連結納税制度の見直し**

- (1) 一定の法人・資産に関する時価評価の規定については、一定の租税回避  
防止規定を設けた上で撤廃するか、一層の要件緩和をすること。
- (2) 外国税額控除制度において、各連結法人で生じた限度超過額／控除余裕  
枠の通算及び通算後の限度超過額／控除余裕枠を連結納税グループとし  
て繰越すことができる制度を導入すること。
- (3) 譲渡損益調整資産について、帳簿価額 1 千万円以上の取引を直ちに繰延  
べ対象とするのではなく、譲渡損益が一定額以上（例えば百万円以上）  
であること等、対象基準の見直しを図ること。
- (4) 企業グループとしての経済実態をより反映した課税とするともに、連結  
納税グループから離脱してしまうことが事業再編の制約とならないよう  
にするため、適用対象子法人の範囲を拡大し、持株比率 100%子法人でな  
くても利用可能とすること。
- (5) 収用等があった場合の所得控除は、グループ全体で 5,000 万円ではなく、  
各社ごとに 5,000 万円とすること。
- (6) 更正通知書は連結親法人の他、各連結子法人あてに「個別更正通知書」  
を送るようにすること。もしくは、親法人に送付する更正通知を会社毎  
にページを区切る等、連結親法人から各連結子法人へ配布しやすくする  
こと。

- (7) 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親法人に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親法人の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。
- (8) 譲渡損益調整資産である連結子法人株式に関し、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、現状では過去連結子法人株式の移転時に繰り延べた譲渡損益を計上することになるが、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すること。

## 6. その他

- (1) 平成 30 年度まで延長された研究開発税制の高水準型は、イノベーションを加速させ、企業の成長力と競争力の強化に貢献しているため、適用期限を再延長すること。
- (2) 社会保障と税の一体改革において、社会保障の安定財源確保及び財政再建のため、消費税率 10%への引き上げ実行にあたっては、政府が歳出を削減するとともに、消費税制度の複雑化の回避及び事務負担軽減の観点から、複数税率制度の導入については慎重に検討を進めること。
- (3) 有価証券の評価損について、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- (4) 棚卸資産の評価損について、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準での評価損の計上を認めること。
- (5) 大法人についても繰戻還付制度を復活させ、繰戻期間（現行 1 年間）を少なくとも米国並みの 2 年間に延長すること。
- (6) 更正の請求等により試験研究費が増加した場合には、研究開発税制において増加分の税額控除額の適用を受けられるようにすること。
- (7) 時価のあるゴルフ会員権についても、時価のある有価証券の取扱いに準じ評価損を容認すること。
- (8) 「拋出時・運用時非課税、受給時課税」の原則に反し、国際的にも例がない年金資産に係る特別法人税は即時廃止すること。
- (9) 固定電話に係る施設設置負担金が廃止も視野に入れて見直されつつあり、電話加入権の即時償却を認めること。
- (10) 公益法人その他各種団体からの寄附要請に応えていかなければならない社会状況に鑑み、特定公益増進法人に対する寄附金について全額損金算入を認めるとともに、一般寄附金に係わる損金算入限度額（資本金基準および所得基準）を引き上げること。
- (11) 「業績連動給与」の損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加すること。また、指名委員会設置会社における報酬委員は、全員が社外取締役

であることが要件になっているが、報酬委員会委員長が社外取締役であること等に緩和すること。

- (12) 中小法人の各種特例については、親会社の資本金によらずに個別企業の規模に応じて適用できるように見直すこと。
- (13) 東日本大震災や西日本豪雨の被災地の修繕だけでなく、災害予測の見直しに伴う岸壁・防潮堤・堤防のかさ上げなどについても即時償却を認めるなど、地震、津波、洪水等への対策を促進させる税制措置の拡充を図ること。
- (14) 日本版 LLC 制度の創設にあわせ、現物出資の際の課税繰延とパス・スルー課税（構成員課税）などを導入すること。
- (15) 会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合、分割法人と分割承継法人との間での合理的に負担（期間配分等）することを容認すること。
- (16) 同族株主が行う組織再編については、持分比率にかかわらず、共同事業を営むための組織再編の要件ではなく、50%超支配間組織再編を適用すること。
- (17) 完全支配間の組織再編を無対価で行う場合、税制適格となる要件を現状の直接完全保有だけではなく、完全孫会社等、間接完全保有の場合にも適用すること。
- (18) 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。
- (19) 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じうるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すること。
- (20) M&A のデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすること。
- (21) 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第 52 条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第 52 条の要件を緩和すること。
- (22) 中小企業投資促進税制、公害防止用設備の特別償却制度等、平成 30 年度で期限切れとなる租税特別措置を恒久化するか、少なくとも適用期限を延長すること。